

(別添) 登録事業者・サービス内容の承認に関する基準

1 目的

柏崎市子育て応援券事業について、登録事業者として新たに承認する場合又は提供するサービスメニューを新たに加える場合の承認に関する基準について定める。

2 登録事業者・サービス内容の承認に関する基準

(1) 登録事業者の承認に関する基準

登録事業者として承認するときの基準を次のとおり定める。

① 登録できる事業者は、市内でサービスを提供する事業者とする。
② スターチケットの提供サービスとするにふさわしく、子育て世帯が安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図り、子育てしやすいまちの形成に寄与するサービスというスターチケットの理念を理解した事業者であること。
③ 代表者が明確であり、事業遂行能力が見込まれること。
④ 同一事業者で複数店舗がある場合は、店舗ごとに申請すること。
⑤ 個人情報の保護について十分配慮していること。
⑥ 風俗営業者等で、本事業の主旨に沿わない業種や反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
⑦ 政治や宗教活動を目的として事業を行っていないこと。また、公序良俗に反するものでないこと。

なお、市は、事業者の実施するサービスや活動がこの基準及びスターチケットの目的に反する場合は、事業者の登録を取り消すことができる。

(2) サービス内容の承認に関する基準

サービスを登録するときの基準を次のとおり定める。

① 提供するサービスや販売物等の内容がスターチケットの目的に合致しているサービスであること。
② 特定の個人や団体を対象とせず、子育て家庭の誰もが利用可能なサービスであること。
③ サービスを行うに当たって法令の適用を受けるものは、その規定を遵守していること。
④ サービスの対価として利用料を必要とする場合は、1時間、1個、1日又は1回などの単位ごとに設定され、合理的な価格設定であること。
⑤ 子どもの成長や子育て家庭への支援の視点にかなったサービス提供であること。
⑥ 障がいのある子どもなど特別な配慮が必要なサービスやその他この基準にないサービスについては、個々の事例によって判断する。

なお、市は、実施する事業又は実施した事業の内容が、この基準及びスターチケットの目的に反する場合は、サービスの登録を取り消すことができる。

(3) サービスの審査基準

サービスの審査基準を次のとおり定める。

① 医療行為及び任意予防接種	医療機関が行う対象乳幼児及び対象乳幼児のきょうだいを受け る医療行為並びに医療機関が行う対象乳幼児又は対象乳幼児の きょうだいが接種可能な予防接種であること。
② 子供を預かるサービス	次のいずれかの要件を満たしていること。 1 ファミリーサポートセンターが行うサービスであること。 2 ベビーシッター事業者が行うサービスであること。 3 保育士等の資格を有する従事者が行うサービスであること。
③ 養育者を支援するサービス	日常の家事として調理・洗濯・掃除等を提供できるホームヘルパー等を派遣するサービスであること。
④ 対象乳幼児が利用するものの販売	小売業を営む者が行うオムツ又はミルクの販売であること。また、オムツ又はミルク以外の販売物に関しては、子育て支援サービス※を行っている事業者が行うものに限る。
⑤ 登録事業者が提供するサービス(飲食、その他のサービス等)	子育て支援サービス※を行っている事業者が行う対象乳幼児に対してのサービス等又は養育者が対象乳幼児を連れて利用できるサービス等であること。
⑥ その他	市長が特に認める子育て支援サービス等であること。

※ 子育て支援サービスとは、オムツ交換・授乳スペースがあることやベビーカーでの入店が可能であること、ミルクのお湯の提供ができること、サービスとして乳幼児向け飲食物の提供を行っていることなど、子育て家庭に特化した支援サービスのことをいう。